2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労 働 者 規 模
4	14~ 15	病院屋上にて蒸気配管の改修時に、熱水を逃して作業中、熱水をすべて出しきった ので継ぎ手部分を取り外して作業をした時、残っていた熱水がかかり両手の甲とお 腹をやけどした。	59	1 ~
5	10~ 11	2号機ボイラー屋外(1FL)において、ボイラー化学洗浄用仮設配管の敷設を4名で 実施していた。 配管吊治具(以下「治具」)を使用して1本目の配管敷設を終えた 後、当該配管横に治具を移動させる際、傾けた状態で治具を横引するため、作業員3 名で支えていた。 治具の車輪が反被災者側に動いた際、治具のバランスが崩れ転倒 し、被災者の肩甲骨付近を強打した。	64	30 ~ 49
7	18~19	既設水槽の外筒壁廻り解体作業中。外筒同士を接続するボルトをはずしたため、外 筒側壁を溶断中に側壁が被災者側に倒れ挟まれた。	37	10 ~ 29
7	17~ 18	被災者は、共同作業者2名とNo.2ゴミクレーンガータ上(8F)で、安全ネット用のワイヤー張り準備作業を実施していた。 夕方、別作業による溶接の火の粉がバケット上(6F)のゴミに引火した。 これを消火するため、共同作業者2名は6Fに向かった。 その際、被災者は親網へ安全帯をかけて使用していたが、その後の行動は不明である。 しばらくして被災者の墜落を確認し、救急車にて病院へ搬送したが、その後、被災者の死亡を警察の連絡より確認した。	63	1 ~
7	16~	圧力輸送機上部ゲートを点検しているときに、作業班長は輸送機内部に入り、ゲート開状態で点検を行った。 被災者は反対側ハンドホール外側より作業照明を保持し照らしていた。 作業班長は点検を終え、一旦輸送機外に出て、ゲート閉状態確認の	59	10~

	17	ため、被災者が見えない場所にあるエアシリンダーを操作し、上部ゲートを閉じた。 そのとき、被災者はゲートが直ぐには閉まらないと思い、右手でシート部に触れていたところ、ゲートが閉まり、右手人差し指が挟まれ受傷した。		29
10	9~ 10	浄化センター内、水処理棟2系第2生物反応室で、蝶バエの発生原因となるスガム除 去作業のための空気弁操作中に、床下の配管炉内(高所)作業環境で、墜落防止の 為の必要な措置を取らず、適正な保護具、昇降器具を使用せず作業し墜落(足の位 置より約1.0mの高さ)した。	61	10 ~ 29
11	18~ 19	3FF級冷蔵庫内で既設床置型ユニットクーラーのみ撤去作業中フォークリフトにて既設ユニットクーラーを約70mm位下げていたところ、6mの高さから既設木ダクトとダクト内に充満した氷の塊が落下し、被災者の上に落下した。		10 ~ 29
12	14~15	ダクト工が、天井内で貫通部を開口する際、ベビーサンダーを使用した。 その際、被災者は、すぐ横の天井裏で作業確認とダクトレールの再確認などを行っていた。 隣で開口中の作業員から、火がついたとの報告を受け、見てみると天井裏に飛散 し、堆積していた埃や保温材に飛び火していた。 それを見て咄嗟に保温材を撤去 し、火の粉を手で扇いで消火した際に、両手に火傷を負った。	40	30 ~ 49

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html